

島根県報

号外第一二八号
平成十五年十一月二十日
(木曜日)

訓 令 目 次

職員勤務時間に関する規程の一部改正

訓 令

島根県訓令第二十九号

職員勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本 庁
地方機関

平成十五年十一月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

別表景観自然課の項の次に次のように加える。

東京事務所
しまねインフォメーション デスク担当職員
条例第 3 条第 1 項による。
月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時30分から午後 7 時15分までとする。
同 左
同 左

改める。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十一日から施行する。

別表隠岐支庁の項中

同 左
同 左

を

4 週間について 8 日 （所属長が職員ごとに指定する。）
4 週間ごとの期間について、 1 週間当たりの勤務時間が 40時間になるように所属長 が割り振る。

に

毎週火・金曜日発行

平成十五年十一月二十日印刷
平成十五年十一月二十日発行

発行者
島 根 県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)